

平成29年第1回 飯塚市議会会議録第5号

平成29年3月24日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第16日 3月24日（金曜日）

第1 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願

第2 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第33号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- 2 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 5 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第38号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第39号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること

第4 議会選出各種委員の選出

- 1 国民保護協議会委員
- 2 防災会議委員

第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 2 議員提出議案第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第4号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出
- 5 議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 平成28年度飯塚市土地開発公社予算の補正
- 2 報告第2号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第3号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 4 報告第4号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 5 報告第5号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

第7 署名議員の指名

第8 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。

議会運営委員会に付託していました「請願第11号」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、前市長及び前副市長を審査対象として本年1月23日に開催された政治倫理審査会の答申及び附帯意見を、市はどのように受け止めているのかということについては、政治倫理審査会での答申を受け、本案件については終結をしているものと考えているという答弁であります。

次に、代表者がかけマージャンに同席していた業者が斎場指定管理者となるに当たって、市が選定過程の調査を行っているが、市独自の調査だけで十分と考えるのかということについては、指定管理者の選定過程において、前市長及び前副市長が利益供与を図ることは極めて難しいと判断したという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、市はこの問題を軽視して十分に調査しておらず、監視機関としての議会が全力を挙げて市民とともにこの問題の解明に臨むべきであり、本請願の採択に賛成するという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの「請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願」について賛成の立場から討論を行います。

昨年、12月22日、前市長と前副市長が10年間にわたり、平日昼間、かけマージャンをしていたことを明かし、市議会で謝罪しました。全国に報道され、飯塚市の名誉を著しく傷つけ、市政に対する市民の信用を根底から失墜させました。そして、ことし、1月11日、世論の厳しい批判を浴び、前市長、前副市長は辞意を表明しました。1月18日、片峯前教育長が前市長、前副市長とかけマージャンをしていた、立候補ができるのか悩んだと認めた上で、教育長を辞職し、市長選挙に立候補されました。1月23日に開かれた市の政治倫理審査会は、前市長と前副市長について社会通念上弁明の余地はないと結論づけ、委員からは、市議会に百条調査を求めるとの意見表明があり、2月3日、市議会市民文教委員会において、市は、今回事件にかかわった業者を、斎場の指定管理者に選定した、指定管理選定委員会のメンバーに事情を聴取し、選定は適正だったとの結論を報告、前市長、前副市長に事情を聞かないままであります。そして、2月26日、新しく選ばれました、片峯 誠新市長が誕生しましたが、これ以上の調査の意志がない

と市長は表明されております。しかし、市の調査では全容解明にはほど遠く、片峯市長自身がかかわった前市長、前副市長とのかけまーじゃんについても明らかにせず、市民世論の多くは引き続き真相究明を求めています。そこで、執行部は、幕引きを図ろうとする以上、監視機関として市議会が役割を果たさなければなりません。

そこで、共産党は、市長並びに副市長のかけまーじゃん事件に関する、百条調査特別委員会の設置について提案をしています。その内容は地方自治法第100条第1項の規定により、次とおり市長並びに副市長のかけまーじゃん事件に関する調査を行うものとする。1つ、調査事項及び証人喚問、1、市長のかけまーじゃんの事実関係、副市長のかけまーじゃんの事実関係、3、かけまーじゃんの場所を提供した元上下水道事業管理者の役割、かけまーじゃん相手との関係、かけまーじゃんを告発し調査を求めた陳情者との関係、前市長と前副市長と、かけまーじゃんをしたことを明らかにした、前教育長であります現片峯市長の事実関係、その他調査に必要な事項です。2つ目は、特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員28人で構成する市長並びに副市長のかけまーじゃん事件に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。3、調査権限、本議会は、調査項目ですね、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を市長並びに副市長のかけまーじゃん事件に関する調査特別委員会に委任する。4、調査権限、市長並びに副市長のかけまーじゃん事件に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。5、調査経費、本調査に要する経費は今後、協議する。

以上のことを我が党として提案をしています。以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

私は、この請願の要旨に、賛成の立場から討論いたします。

ただ、この請願の理由の部分で、前市長と前副市長がかけまーじゃんにかかわって市政運営が歪められた事実がないかというのを問うというふうになってますけども、この部分に関しましては、後ほど述べますけども、このかけまーじゃんにかかわったことによって市政運営が歪められた事実というのは、という部分ではなく、違う部分をしっかりと追求すべきということで、賛成いたします。

まず私は、本年1月4日、仕事初めの日に、議長に対しまして百条委員会の設置を求める申し入れを行いました。その当時は、飯塚市民の怒りというのがものすごいものがあり、私のもとにも、本当に多くの意見や質問が寄せられておりました。しかし、その後、1月11日に市長が突如辞職を表明され、実際に1月末で市役所を去り、一応の責任をとられました。また、真相の究明に関しましては、まーじゃんと同席していたメンバーと、指定管理予定者への便宜供与の有無という2点の調査が求められておりましたが、前者については、1月23日の政治倫理審査会の場で、市長、副市長から直接聞き取りが行われました。また、後者の指定管理予定者への便宜供与の有無については、2月3日の市民文教委員会において、かなり詳細な調査が行われており、私の考えですが、便宜供与を図るとするのは難しいのではないかとというような感想をもっております。

そのような中、2月26日には片峯新市長が誕生したこともあり、私自身、これ以上、この問題に時間と労力を使うよりも、新しいものをつくることに集中すべきではなかろうかと考えたり、そもそも調査を求めるといっても、何を明らかにすべきなのかということが、なかなかわかりませんでした。しかし、この請願が提出されたことから、再度この問題について、一から見直し、さまざまな角度から考えました。そうするうちに、少しずつですが、この問題の本質は、別の部分にあるんじゃないかと考えるに至りました。そもそもこの事件は、市のトップ2人が平日の昼間にかけまーじゃんをしていたという、そのスキャンダル性の高さゆえに、その部分にどう

しても意識が集中してしまいますが、本当の問題というのは、このマージャン問題が、表沙汰になる前に、副市長が証拠を突きつけられ、交渉を迫られていたという部分ではないかと考えるに至りました。

昨年、12月22日の西日本新聞には、このように書かれております。2人が店へ通うのをやめたのは、今年初めに田中副市長を訪ねた第三者が、元店舗に出入りする場面を捉えた画像を示し、交渉を迫ったのがきっかけだった。田中副市長によると第三者とは面識が無く、福岡市内のホテルで交渉の場を持つよう要求され、仕掛けられたと思ったという。飯塚署に相談して、面会を拒否、飯塚署の幹部は取材に毅然とした態度で応じるよう伝えたと明かしたと、このように書かれています。また、副市長は私がいると迷惑する人がおり仕掛けられたと知っているというコメントもしております。職員の勤務時間である平日の昼にマージャンをすることを正当化するわけではありませんが、このやり方は人の弱みを握り、それを交渉の道具に使うという卑劣極まりないものです。そして、明らかにすべきことは、このようなやり方で、市長、副市長が脅されたり、圧力を受けたりして、私たちのあずかり知らないところで、飯塚市政が不正に歪められてきたのではないかとこの疑惑です。

例えば、昨年起こった、飯塚市鎮西小中一貫校建設工事における100%落札問題などは、5工区に対して5つの共同企業体しか選定されませんでした。その業者を選定する委員会の委員長が副市長であったことを考えると、飯塚市政が歪められた可能性があると感じられます。この部分こそ本当に解明されるべき問題であり、そのためには、前市長、前副市長を呼び、責任ある立場で証言を求める必要があります。ゆえに私は、そういった部分を明確にすべきということで、百条委員会の設置が必要であると考えに至り、この請願に賛成いたします。

新しい片峯市長や市の幹部の方に、同じような問題が今後起こらないようにするためにも、私は、このタイミングで百条委員会を設置し、過去の問題をしっかりと究明し、打開策を考え、新しい飯塚市政が前に進むような、そういった制度を構築すべきだと考え、今回の請願の要旨に賛成いたします。

以上で終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第11号 前市長並びに前副市長の賭けマージャン事件の100条調査に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。請願第11号を採択することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「議案第33号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました、議案第33号の教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、ご説明いたします。

議案第33号につきましては、平成29年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきましては、安永卓生氏を、引き続き任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたし

たいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第33号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第34号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (片峯 誠)

ただいま上程されました議案第34号から37号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。

議案第34号から36号につきましては、平成29年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、白神郁子氏を引き続き、また、小出康子氏、手島久子氏を新たに、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第37号につきましては、人権擁護委員の逝去につきまして、野上都美子氏を新たに、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長 (鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第34号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第35号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第36号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第37号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第38号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました、議案第38号の「副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市副市長として、梶原善充氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

片峯市長。まずは今回の選挙戦、ご当選おめでとうございませう。全ては飯塚市民のために、残りの人生をかけるという決意にご期待を申し上げますとともに、今後は、以前にもました建設的な意見交換ができることを楽しみにしております。

また、今議案の副市長候補である梶原管理者にも、私自身、議員として約10年間大変にお世話になり、ありがたく思っておりますし、68歳という年齢にもかかわらず、片峯飯塚市政のために、まさに体を張ってくださるという姿勢にも心中より敬意を表させていただきます。そのようなお2人がかかわる人事議案について改めて質問をさせていただくのも恐縮でございますが、確認しておきたい事項がございますので、あえてお尋ねをさせていただきます。

今回片峯市長が初めて任命される特別職の人選にあつては、市長みずからがおっしゃられたように、飯塚市のイメージ回復や市民からの信頼回復を急務とする上において、まずは何をさておいても、コンプライアンスを遵守できる人材でなくてはならないと考えますが、市長の認識を教えてください。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（片峯 誠）

私自身、選挙戦から、そして今週始まりました議員の皆様からの一般質問の答弁でもお答えしておりましたとおり、コンプライアンス、そして倫理観をみずから襟を正して、大切にしながら、市民の皆さんへの透明性、そして公平性を持ちつつ、市政運営に当たりたいと思っておりますし、もちろん私がともに仕事をいたします副市長につきましても、同様な思いで業務に精励してくれるものと確信をいたしております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

非常に失礼な質問で申しわけありませんけれども、今後万が一にでも梶原管理者のコンプライアンス違反などが明らかになった場合、その任命責任を持って市長という職を辞するという覚悟はお持ちでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（片峯 誠）

もちろん、私に任命責任があるということを覚悟しての皆さん方への同意のお願いでございますので、そのようなことがあった場合については、みずからの進退も踏まえて、対応してまいる所存でございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ただいまの市長の答弁で、本人事議案は、飯塚市の信頼回復に向けた、市長の並々ならぬ決意に基づいて提案されたものであるということが市民の皆さん方にもしっかりと伝わったことだと思います。ありがとうございました。

最後にもう一つ。本年度で退職される職員の皆さんは、長い間大変お疲れさまでございました。今後は、今までの経験と知識を生かしていただいて、片峯飯塚市政の発展のために、ご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。また、私自身も今まで大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第38号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました、梶原善充さんから、挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを、お受けいたします。梶原善充さん。

○梶原善充

ただいま選任議案にご同意いただきました、梶原でございます。まことにありがとうございます。

もとより微力ではございますが、情熱と創意工夫、そしてスピード感を持って片峯市長が掲げます飯塚の未来づくりに向けた取り組みを着実に推し進められるよう、職員一丸となって市長を支え、飯塚市発展のため最善を尽くしてまいる所存でございます。市議会議員の皆様、そして市民の皆様も、これまで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

「議案第39号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたしま

す。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました。議案第39号の「教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市教育委員会教育長として西 大輔氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第39号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました、西 大輔さんから、挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。西 大輔さん。

○西 大輔

みなさん、おはようございます。この度、市議会議員の皆様からご同意を賜りまして、心から感謝申し上げます。

片峯市長の掲げておられます飯塚市の未来づくりにとって、教育は欠かせない重要なものであり、飯塚市の将来を担う子どもたちのため、そして教育行政の発展のため、鋭意努力してまいり所存でございます。微力ながら3年間の任期に身を賭して臨んでまいりますので、市民の皆様、そして市議会議員の皆様のご理解とご協力とご支援をお願い申し上げまして、私の挨拶とかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

国民保護協議会委員に、私、鯉川信二、及び2番 松延隆俊議員を、防災会議委員に、私、鯉川信二、2番 松延隆俊議員、10番 永末雄大議員、及び22番 城丸秀高議員をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員に指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員に選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第2号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第2号につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管の一部変更を行うため、本案を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第2号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

議員提出議案第3号及び議員提出議案第4号、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに、「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第3号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第4号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書の提出」、以上2件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第5号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。3番 瀬戸 光議員。

○3番(瀬戸 光)

議員提出議案第5号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「原子力依存からの撤退を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第5号 原子力依存からの撤退を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第6号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

議員提出議案第6号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明に代えさせていただきます。

白旗山周辺における大規模太陽光発電については、北に位置する二瀬地区けやき台住宅の真上に広がる斜面にすでに開発が行われ、中央部分では二瀬地区5自治会、幸袋地区8自治会の区域に関わる一条工務店が、また、東に位置する斜面では悠悠ホームが、それぞれ開発計画を進めて

いる。

飯塚市は平成27年12月、一条工務店の林地開発に関する知事の意見照会に対して、「今回の開発行為は本市においては過去に例を見ないもの（太陽光パネル設置用地の面積規模、住宅団地の近接等）であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません」と明記した意見書を提出し、知事が林地開発を許可したのちも今日に至るまでその立場を変えていない。悠悠ホームが住民説明会で明らかにした開発計画は一条工務店のものに隣接して大規模なものであり、市長意見書の指摘がそのままあてはまるのである。

とくに、白旗山の東に位置する幸袋地区緑ヶ丘団地（約205戸）は現在、豊かな森林に囲まれた高台にあり閑静な地域であるが、2社の開発によって3方を大規模太陽光発電パネルに包囲されるが、このような事態は全国に例を見ず、台風や豪雨時の土石流の発生やパネルの飛散、真夏はパネルの温度上昇や反射熱による気温上昇など、安心安全な生活環境が著しく脅かされると不安が大きく広がっている。

白旗山周辺地域では大規模太陽光発電の開発中止を求めて関係自治会が、開発業者に対してはもちろん、福岡県、飯塚市に対しても請願と陳情を行うなかで、悠悠ホームの開発計画の詳細を知った緑ヶ丘自治会は平成28年7月23日に臨時総会を開催し、自然環境を守り、安心安全な生活が続けられるよう太陽光パネル開発設置に反対する決議をおこなった。

第2次飯塚市総合計画（基本計画）案には、「自然環境保全活動の推進」の項に「安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります」との文言が追加されたが、これは緑ヶ丘自治会の住民の意見を含めた地域住民の声が反映したものである。

よって、飯塚市議会は、都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針と整合性が図られていないとする市長意見書の指摘、及び、安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図るとする市の決意を支持し、安心安全のまちづくりを求める地域住民の願いにこたえる立場から、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において地域住民との合意に基づかない開発については中止を求めるものである。

以上、決議する。平成29年3月24日、飯塚市議会。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議案に賛成の立場から討論を行います。

この決議案は、結論において飯塚市議会が、今回開発計画について、都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針と整合性が図られていないとする市長意見書の指摘、これを支持し、さらに第2次飯塚市総合計画に盛り込まれた、安全な生活環境を守るため市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図るとする市の決意を支持し、

その上で飯塚市議会自身が安心安全のまちづくりを求める地域住民の願いに応える立場を表明した上で、白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において地域住民との合意に基づかない開発については中止を求めるとするもので、さきに本会議で採択した地域住民の皆さんの請願に基づくものであります。一条工務店の開発計画については、3月16日着工との通知があり、地元では極めて緊迫した事態が続いています。

この決議案は、安心安全のまちづくりを願う、地域住民の皆さんの並々ならぬ思いを本市議会がしっかり受け止めて、開発中止を求めるものであり、私は、住民の皆さんと一緒に頑張る決意を込めて賛成するものであります。

最後に、議員各位の賛同を心から訴えまして、討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第6号 白旗山周辺の大規模太陽光発電開発において、地域住民との合意に基づかない開発について中止を求める決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第1号 平成28年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（今井 一）

「報告第1号 平成28年度飯塚市土地開発公社予算の補正」について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。

議案書の47ページ及び48ページをお願いいたします。今回の補正は、事務事業の実績見込みによるものでございます。収益的収入及び支出の収益的収入でございますが、既決額5万2千円を第1款第2項の附帯等事業収益6千円を減額し、第2款第1項、受取利息2千円を増額しまして、合計4千円を減額補正し、4万8千円としております。収益的支出は、既決額898万7千円を第2款第1項の販売費及び一般管理費17万3千円を増額補正しまして、916万円としております。収益的収入と収益的支出の差し引き額はマイナス911万2千円ですが、昨年度の繰越金が1175万3千円でしたので、今年度は264万1千円を、繰り越す予定であります。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」及び「報告第3号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、以上2件の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（白土信靖）

報告第2号、報告第3号の専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

まず、報告第2号の報告をいたします。議案書の49ページをお願いいたします。この報告は、平成28年12月28日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成27年9月29日、午前10時ごろ、川島地内の市道荒巻・灰交線において、相手方が川島古墳公園側から国道200号線方面へ走行中、進行方向左寄りにできた側溝と道路舗装との段差に車両左側前輪を乗り上げ、左側前輪のタイヤ・ホイールを損傷させたものでございます。

事故によります市の過失割合は20%であり、当事者車両の損害賠償額は1万7863円となっております。道路点検補修につきましては、日ごろより市報などでの情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

次に、報告第3号の報告をいたします。議案書の51ページをお願いいたします。この報告は、平成29年1月13日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成28年11月8日、午後4時2分ごろ、飯塚市川津地内の国道200号バイパス本線と合流付近において、土木管理課職員が2トンダンプを運転して帰庁中、国道200号線バイパスの合流車線より本線への合流時に、停止した前車両を追い越し、本線へ合流した際、本線後方左側車線より直進してきた相手方軽自動車と接触事故を起こしたものでございます。

損害状況につきましては、市の職員には怪我はありませんが、公用車の右側荷台に接触すり傷が発生しております。相手方につきましては、運転者の頸部及び右肩、右手の捻挫、車両左前側のバンパー、ボディ、サイドミラー等に損傷が発生しております。事故によります市の過失は100%であり、当事者車両の損害賠償額は13万7千円となっております。また、人身傷害に関する損害賠償につきましては、別途示談交渉中であります。

職員の運転に際しては、日ごろより安全運転に対する指導を行っているところでございますが、今後もさらなる指導、注意喚起を行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

報告第4号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解につきまして、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の53ページをお願いいたします。本件事故は、平成28年10月14日、金曜日、午前9時25分ごろ、住宅政策課職員が公用車で市営東町駐車場へ向かう際、目的地を通り過ぎたことから、方向転換を行うため後退したところ、対向車線側から後退していた相手方の車両後部に接触し損傷させたものです。

事故によります市の過失は90%であり、損害賠償額は修理費用の22万2300円となっております。

日ごろより、職員には、安全運転、交通事故防止に関し、指導を行っておりますが、今後、さらなる指導、注意喚起を行い、安全運転、交通事故防止に関する意識向上に努めてまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第5号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)」の報告を求めます。
住宅政策課長。

○住宅政策課長(町野昌宏)

報告5号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。事件の概要に記載されております4名の者は、文書による督促や催告、個別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、支払いに対する誠意を示しました。以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものでございます。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単はでございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。13番 佐藤清和議員、17番 秀村長利議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成29年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前10時55分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

会計管理者 安永明人

上下水道事業管理者 梶原善充

住宅政策課長 町野昌宏

企画調整部長 森口幹男

土木管理課長 白土信靖

総務部長 石田慎二

土木建設課長 今井一

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

